

## 田原本町特定不妊治療費助成金交付事業についてのご案内

令和4年4月1日より、体外受精及び顕微授精などの特定不妊治療が保険適用となるため、田原本町の特定不妊治療費助成金交付事業は終了します。

奈良県では、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度以降も一連の治療を継続している方を対象に移行期の対応を行っており、本町でも奈良県に準じて該当者には助成金の交付を行います。

### 【助成を受けることができる人】

- 都道府県などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」及び「田原本町特定不妊治療費助成金交付事業」に該当する人
- 治療開始日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日以降に年度をまたいで1回の治療（採卵準備のための「薬の投与」の開始等から、「妊娠の判定」に至るまでの特定不妊治療実施の一連の過程）が終了した人
  - ※C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）の治療ステージの場合  
移植準備のための薬の投与の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植の場合は対象となります。
- 本町の申請期限内に奈良県の特定不妊治療費助成の交付決定が出ている人

### 申請期限：令和5年3月31日

奈良県の申請期限とは異なります。

奈良県の交付決定が出ていても、本町の申請期限を過ぎると助成対象となりませんのでご注意ください。

年齢制限や助成回数・金額等は従来 of 制度と同じです。

詳細は奈良県ホームページ・田原本町ホームページに詳しく掲載されています。

お問合せ先：田原本町こども未来課総合相談係 0744-33-9095